

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	1 女性への暴力を許さない社会づくり
NO (: 新規)	1111
事業名	女性の人権に関する啓発の実施
事業内容	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで女性の人権問題を正しく認識し、配偶者等からの暴力の根絶や女性の社会参画を一層推進する環境づくりに努める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	人権課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	FMスポット放送 6月18日(月)~24日(日)1日3回スポット放送 ジェンダー意識について放送する。	
20年度	実施	FMスポット放送 ・12月15日(月)~21日(日)1日3回スポット放送 男女の役割について放送する。 ・2月16日(月)~22日(日)1日3回スポット放送 男女共同参画について放送する。	
21年度	実施	FMスポット放送 10月19日(月)~25日(日)1日3回スポット放送 男女の役割について放送する。	
22年度	実施	FMスポット放送 10月18日(月)~24日(日)1日3回スポット放送 男女の固定概念について放送する。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	昨今の男女共同参画の視点から人権侵害やDVなどの啓発が求められる。
今後の方向性	関係機関とも連携しながら啓発強化をしていく必要がある。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	1 女性への暴力を許さない社会づくり
NO (:新規)	1112
事業名	配偶者等からの暴力の問題についての啓発
事業内容	配偶者や恋人・元配偶者や元恋人等からの暴力の問題について、講座の実施や情報提供により啓発する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のためのウェルネスセミナーを実施。ワークショップ「DV被害者支援のためのセミナー」(9月29日開催、講師：大澤智子(兵庫県こころのケアセンター主任研究員)、受講者15人) 講演「今、DV根絶に向けて、わたしたちがしなければならないこと」(9月29日開催、講師：執行照子(フェミニストカウンセリング神戸)、受講者80人) ・DVに関するパンフレットを女性センター内トイレに設置した他、情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧・貸出。 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関するパンフレットを女性センター内トイレに設置した他、情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧・貸出。 ・尼崎市DV防止リーフレットの作成 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「2009あまがさき女性フォーラム」においてワークショップ「精神的DVに気づく～のりこえるためのグループワークをふまえて～」を実施。(11月29日開催、講師：長谷川七重(心理カウンセラー)、参加者28人) ・DVに関するパンフレットを女性センター内トイレに設置した他、情報資料室において啓発資料(暴力関連92冊所蔵)を収集し、閲覧・貸出。 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座」を実施。(10月16日～3月19日全6回開催、ファシリテーター：上利令子、梶原知子(フェミニストカウンセリング神戸カウンセラー)、受講者のべ79人) ・市民企画講座「『デートDV』に気づくために」を実施。(3月5日開催、講師：原田薫、受講者21人) ・DVに関するパンフレットを女性センター内トイレに設置した他、情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧・貸出。(暴力関連102冊所蔵) ・交付金を活用して書籍83冊、視聴覚資料9点を購入。 	

<今後の方向性>

年次報告	・市民と行政関係者の関心と自覚を高め、引き続き関係機関と連携して、解決への取り組みを強めていく必要がある。(19年度・20年度)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層を対象としたデートDVの啓発 ・自助グループの育成 ・男性対象の講座の検討
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度は、交付金を活用してデートDV防止カード、HP増設、啓発パネル作成を行う予定である。また、自助グループ育成を意図した講座を拡充する。 ・啓発においては、DVは犯罪であり人権侵害であるということを徹底していく必要がある。また、DVに遭ったことを恥ずかしいこと、人には言えないことといったタブー的な扱いではなく、その事実を認めること、被害にあった人が悪かったのではないことという心理教育を繰り返す必要がある。引き続き、女性に対する暴力の根絶についての情報提供や講座の開催を進める。策定予定の「配偶者等からの暴力防止基本計画」にそった広報、啓発の事業を進める。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	1 女性への暴力を許さない社会づくり
NO (:新規)	1113
事業名	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の問題についての啓発
事業内容	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対するあらゆる形態の暴力の問題について、研修や啓発資料の提供を進める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
20年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
21年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
22年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・啓発方法の検討
今後の方向性	・啓発資料の作成や、数ヵ年に一度の講座開催など、啓発方法を検討していく

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	2 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
NO (:新規)	1121
事業名	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止対策
事業内容	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・子育て期のチャレンジセミナー第3回「知っておきたい、パワハラ・セクハラに加害者・被害者にならない・しない」を実施。(6月21日開催、講師：三木啓子(株)アトリエエム代表取締役)、受講者25人) ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
20年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
21年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
22年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・啓発方法の検討
今後の方向性	・啓発資料の作成や、数カ年に一度の講座開催など、啓発方法を検討していく

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	2 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
NO (: 新規)	1122
事業名	セクシュアル・ハラスメント防止対策
事業内容	セクシュアル・ハラスメント発生時の相談体制や窓口対応方法を明確にした「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」(平成18年10月改定)にもとづき対策を推進する。女性弁護士による外部相談員を設置するとともに、課長研修及び倫理啓発週間の取組で周知徹底を図る。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	人事担当

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」を平成18年10月に改定し、平成18年11月より女性弁護士による外部相談員を設置している。 また、係長・課長補佐を対象とした「セクシャルハラスメント防止リーダー養成コース」研修(受講者7人)で、セクシャルハラスメント防止の担い手となるべく人材を構築した。	
20年度	実施	・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」を平成18年10月に改定 ・平成18年11月より女性弁護士による外部相談員を設置 ・「セクシュアルハラスメント防止リーダー養成コース」研修(受講者5人)でセクシュアルハラスメント防止の担い手となるべく人材を構築 ・平成20年11月に「公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止にむけて～「そんなつもりではなかった」ではすまされない～」を実施(受講者12人)	
21年度	実施	・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」を平成18年10月に改定 ・平成18年11月より女性弁護士による外部相談員を設置 ・「セクシュアルハラスメント防止リーダー養成コース」研修(受講者7人)でセクシュアルハラスメント防止の担い手となるべく人材を構築	
22年度	実施	・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」を平成18年10月に改定 ・平成18年11月より女性弁護士による外部相談員を設置 ・第42回倫理啓発週間の取組で「セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの起きない職場環境づくりへ」をテーマに、ミーティング等を実施 ・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント研修の実施(受講者127人)	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害に関わる問題であることを職員1人1人が認識し、そういったことが起こらない風通しの良い職場作りに努めること。
今後の方向性	引き続き取組を継続します。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	2 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
NO (:新規)	1123
事業名	セクシュアル・ハラスメント防止対策
事業内容	・尼崎市倫理啓発推進委員会のセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針、県教委指針の活用を通して、セクシュアル・ハラスメントの防止策、相談窓口、処理方法等について周知を図る。 ・セクシュアル・ハラスメントのない快適な学校をつくるために、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことを通じて、よりよい学校環境づくりに努める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	職員課、学校教育担当、教育総合センター

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・各学校・園に年2回「綱紀の保持等について」を通達（セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除について、全教職員あげて取り組むこと）。【職員課】	
20年度	実施	・各学校・園に年3回「綱紀の保持等について」を通達（セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除について、全教職員あげて取り組むこと）。【職員課】	
21年度	実施	・各学校・園に年3回「綱紀の保持等について」を通達（セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除について、全教職員あげて取り組むこと）。【職員課】 ・教育総合センター3階の図書コーナーに、相談窓口などの案内を掲示し、周知を図る。【教育総合センター】	
22年度	実施	・各学校・園に年3回「綱紀の保持等について」を通達（セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除について、全教職員あげて取り組むこと）。【職員課】 ・平成19年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正を受け、県教育委員会の指示もあり市教育委員会として新たに「学校・園におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」を策定し周知を図る。【職員課】 ・兵庫県教育委員会が発行する教職員研修資料「セクシュアル・ハラスメントのない学校に」の周知を図り、教職員の人権感覚を磨く。【学校教育担当】 ・教育総合センター3階の図書コーナーに、相談窓口などの案内を掲示し、周知を図る。【教育総合センター】	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・平成19年の法律の改正を受けた指針の改定が遅れてしまったが、今後は教育委員会として職員間だけでなく、学校・園における教職員・児童生徒・保護者を含んだ指針の制定を行ったことから、よりすばやい対応が必要となる。【職員課】 ・22年度に引き続き、教職員研修資料「セクシュアル・ハラスメントのない学校に」の周知を図り、資料を活用した研修等の取組を促す。【学校教育担当】 ・「セクシュアル・ハラスメント」に係る課題が、人権課題であるとの認識を高めるための工夫が必要である。【学校教育担当】 ・教育総合センター3階の図書コーナーに、様々な資料があること、及び2階には教育相談の窓口があることを広く周知を図る必要がある。【教育総合センター】
今後の方向性	・セクシャルハラスメント防止と同時にパワーハラスメント防止に向けた取り組み指針も策定し、人権問題としてハラスメントの防止に取り組み、学校・園への周知を徹底する。【職員課】 ・23年度は、図書コーナーの資料の充実を図る。教育相談も相談に対して柔軟に相談・対応を図り、相談窓口の紹介業務も積極的に行い、教育相談においてもアフタケアを実施する。【教育総合センター】 ・24年度～26年度の事業の変更予定なし。【教育総合センター】

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	3 児童への暴力を許さない社会づくり
NO (: 新規)	1131
事業名	子どもの人権に関する啓発の実施
事業内容	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで、子どもに対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄)、心理的虐待の問題等の知識の普及や情報の提供に努め、子どもを取り巻くすべての人びとの人権意識の高揚に努める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	人権課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	FMスポット放送 ・4月16日(月)~22日(日)1日3回スポット放送 子どもの見守り活動について放送する。 ・12月17日(月)~23日(日)1日3回スポット放送 児童虐待について放送する。	
20年度	実施	FMスポット放送 5月19日(月)~25日(日)1日3回スポット放送 子どもの虐待について放送する。	
21年度	実施	「じんげんを考える市民のつどい」の実施 12月3日(木)、アルカイクホール・オクト 「この地球(ほし)に生まれて」、 講師:オペラ歌手 中島啓江さん、参加者 650人 FMスポット放送 5月18日(月)~24日(日)1日3回スポット放送 子どもの虐待について放送する。	
22年度	実施	「尼崎市人権教育・啓発推進懇話会」にて 児童虐待について討議した。 (生活支援担当課長より報告) FMスポット放送 6月21日(月)~27日(日)1日3回スポット放送 子どもの虐待について放送する。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	昨今社会問題化している児童虐待については、年々深刻化しており、また複雑化している。
今後の方向性	平成22年3月に改訂された「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、一層の啓発活動や取り組みの強化を図る必要がある。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	3 児童への暴力を許さない社会づくり
NO (: 新規)	1132
事業名	家庭児童相談の実施
事業内容	福祉事務所家庭児童相談室の家庭児童相談員による家族や児童虐待等に係る相談事業を実施する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	生活支援相談担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・家庭児童相談（全1,974件内児童虐待408件）	
20年度	実施	・家庭児童相談（全1,922件内児童虐待528件）	
21年度	実施	・家庭児童相談（全2,302件内児童虐待912件）	
22年度	実施	・家庭児童相談（全3,200件内児童虐待1,421件）	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	通告件数の増加、重篤・解決困難ケースの発生に対し、的確な対応を行える支援体制づくりを行う。
今後の方向性	定期的に研修に参加し、相談員のスキルアップや他市との情報交換を図る。また、複雑な問題を抱えるケースについても複数の機関での支援・見守り体制が行なえるよう、関係機関との連携を深める。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	3 児童への暴力を許さない社会づくり
NO (: 新規)	1133
事業名	尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施
事業内容	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に務める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	生活支援相談担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	要保護児童対策地域協議会での代表者会1回、拡大事務局会議3回、実務者会19回、個別ケース検討会延170件開催。	
20年度	実施	要保護児童対策地域協議会での代表者会1回、拡大事務局会議3回、実務者会16回、個別ケース検討会120回(延212件)開催。	
21年度	実施	要保護児童対策地域協議会での代表者会1回、拡大事務局会議2回、実務者会14回、研修会5回、個別ケース検討会131回(延202件)開催。	
22年度	実施	要保護児童対策地域協議会での代表者会2回、拡大事務局会議2回、実務者会18回、研修会4回、個別ケース検討会議226回(延332件)開催。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	個別ケース検討会議の開催が年々増加していることからわかるように、児童虐待対応については複数の機関での継続的な関わりが必要とされている。関係機関との連携協力関係を維持し、支援体制を強化していく必要がある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関職員のスキルアップを図るため、研修会を積極的に開催する。 関係機関との連携協力関係を維持し、児童虐待の予防と早期発見に努める。 H23年度以降も市民への児童虐待防止に対する啓発活動を継続的に実施する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (:新規)	1141
事業名	母子生活支援施設の充実
事業内容	母子生活支援施設において、被害女性の緊急保護を行い、自立を支援する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	こども家庭支援課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	(DV緊急一時保護 0件) 平成20年3月 入所世帯数 10世帯 入所者数 23人	
20年度	実施	(DV緊急一時保護 0件) 平成21年3月 入所世帯数 9世帯 入所者数 21人	
21年度	実施	尼崎市が設置者である母子生活支援施設(尼崎市母子生活支援施設)を平成21年度社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に移管した。 (DV緊急一時保護 0件) 平成22年3月 入所世帯数 9世帯 入所者数 22人	
22年度	実施	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団が市内で母子生活支援施設を運営しており、母子家庭の自立の支援を図っている。 (DV緊急一時保護 0件) 平成23年3月 入所世帯数 17世帯 入所者数 43人	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	特になし
今後の方向性	引き続き、尼崎市社会福祉事業団が設置・運営する母子生活支援施設において、措置された母子世帯の自立に向けた支援を図る。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (:新規)	1142
事業名	民間シェルター設置の促進
事業内容	民間シェルターの設置を促進するため、開設の支援を行い、DV被害者の一時的な保護の充実を図る。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	尼崎市民福祉振興協会(福祉課)

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	民間シェルター1ヶ所設置	
20年度	実施	市内民間シェルター数：2ヶ所	
21年度	実施	市内民間シェルター数：2ヶ所	
22年度	実施	市内民間シェルター数：3ヶ所	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	
今後の方向性	

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (: 新規)	1143
事業名	婦人相談員による相談の実施
事業内容	福祉事務所の婦人相談員によるDV等に係る相談事業を実施する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	生活支援相談担当

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・福祉事務所の婦人相談員による相談（全779件内男性からの暴力407件）	
20年度	実施	・福祉事務所の婦人相談員による相談（全901件内男性からの暴力320件）	
21年度	実施	・福祉事務所の婦人相談員による相談（全1,106件内男性からの暴力294件）	
22年度	実施	福祉事務所の婦人相談員による相談（全1,049件内男性からの暴力410件）	

< 今後の方向性 >

年次報告	<p>・福祉事務所婦人相談員のDV相談件数は増加傾向であり、また、近隣市と比較しても多い状況である。さらに、表面化されないDVの存在もうかがえる。そのため、市民と行政関係者の関心と自覚を高め、引き続き関係機関と連携して、解決への取り組みを強めていく必要がある。（19年度）</p> <p>・福祉事務所の婦人相談員による相談件数は増加傾向にあり、その中でDVに関連する相談が占める割合は大きい。市民と行政関係者の関心と自覚を高め、引き続き関係機関と連携して、解決への取り組みを強めていく必要がある。また、生活困窮についての相談が増加している状況については、今後、男女共同参画の視点からも分析、対応をしていく必要がある。（20年度）</p> <p>・DV被害者の相談から自立支援までの一連の対応において、関連する所管課が連携し、引き続き必要な情報を共有しながら取り組まれない。また、各所管課における支援内容について、被害者に支援メニューが分かり易く伝わるように工夫されたい。（21年度）</p>
課題	相談件数は増加傾向にあり、相談件数の中でDVに関する相談が占める割合が大きく、それに伴い緊急な対応を要する事案も発生している。的確な支援を行うために、相談体制をより一層充実させる必要がある。
今後の方向性	<p>・DVに対する社会的関心も高まっており、23年度以降も相談件数が増加傾向で推移することが予想される。日頃から関係各課、県、警察等の関係機関との連携を密し、複雑な問題を抱える相談者に対しても複数の機関で関わりながら必要な支援を提供できるような相談体制を整えておく。</p> <p>・21年度には市報あまがさきにDVに関する特集ページを掲載し、DVの存在やその相談窓口について市民への周知を図った。DVに対する社会的関心は年々高まってきているが、引き続き市報等を利用した啓発活動を行なう。</p>

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (: 新規)	1144
事業名	女性センターにおける相談の充実
事業内容	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	女性センターの相談員による相談（全体1,705件 うちDV163件） ・電話相談（月・水・金：10～12、13～16、18～20時） ・面接相談（火・木：10～12、13～16時、火：18～20時） ・法律相談（第1～3週の木：18～20時）	
20年度	実施	女性センターの相談員による相談（全体1,804件 うちDV266件） ・電話相談（月・水・金：10～12、13～16、18～20時） ・面接相談（火・木10～12時、13～16時、火・第3木18～20時） ・法律相談（第1・2木：18～20時、第3土のみ14～16時）	
21年度	実施	女性センターの相談員による相談（全体1,743件 うちDV275件） ・電話相談（月・水・金：10～12、13～16、18～20時） ・面接相談（火・木10～12時、13～16時、火・第3木18～20時） ・法律相談（第1・2木：18～20時、第3土のみ14～16時）	
22年度	実施	女性センターの相談員による相談（全体1,753件 うちDV260件） ・電話相談（月・水・金：10～12、13～16、18～20時） ・面接相談（火・木10～12時、13～16時、火・第3木18～20時） ・法律相談（第1・2木：18～20時、第3土のみ14～16時）	

<今後の方向性>

年次報告	DV被害者の相談から自立支援までの一連の対応において、関連する所管課が連携し、引き続き必要な情報を共有しながら取り組まれない。また、各所管課における支援内容について、被害者に支援メニューが分かり易く伝わるように工夫されたい。（21年度）
課題	・面接相談、電話相談ともにニーズが高く、相談コマ数が不足気味である。（予約がとりにくい、電話がつながりにくい。） ・DV相談時の関係各課、関係機関との連携
今後の方向性	・他部局で「配偶者暴力相談支援センター」機能を設置した際には、役割分担の整理とさらなる連携強化を図る。 ・相談の予約が取りにくい状況があるため、相談日時やコマ数について検討していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (: 新規)	1145
事業名	市営住宅への優先入居の実施 (DV 被害者世帯等)
事業内容	3 戸以上募集住宅について、募集戸数の 2 割の戸数を優先して抽選を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	住宅管理担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	優先・一般入居 なし	
20年度	実施	第1回募集 優先・一般入居 なし 第2回募集 優先・一般入居 なし	
21年度	実施	第1回募集 優先・一般入居 なし 第2回募集 優先・一般入居 なし	
22年度	実施	第1回募集 優先・一般入居 なし 第2回募集 優先・一般入居 なし	

<今後の方向性>

年次報告	市営住宅の優先入居 (DV 被害者世帯) について、制度の周知を図るとともに、DV 被害者が利用しやすいものとなるよう、工夫する必要がある。(21 年度)
課題	国の通知に基づき、一般の住宅困窮者よりも優先的に募集を行っており、課題はない。
今後の方向性	DV 被害者世帯等の市営住宅への優先入居について、引続き実施する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援
施策の方向	4 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援
NO (: 新規)	1146
事業名	関係諸機関による連携会議の開催
事業内容	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。
数値目標	項目 尼崎市DV防止ネットワーク会議の開催回数
	目標値 2回以上(毎年度)
	参考 1回(18年度)
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・尼崎市DV防止ネットワーク会議 実務者会議(1月31日開催、4名出席) 委員提案の議題について意見交換を実施。(3月21日開催、9名出席) ・また、県内女性センター会議を通じ、情報収集、意見交換を実施するとともに、阪神南・北地域DV防止ネットワーク会議への参画を通じて情報の共有化。	2回 (うち実務者会議1回)
20年度	実施	・尼崎市DV防止ネットワーク会議 第1回実務者会議(委員提案の議題について意見交換を実施、10月31日開催) 第2回実務者会議(尼崎DV対策に向けた協議、3月17日) ・阪神南地域DV防止ネットワーク会議(11月26日開催、「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画の改定について」、「兵庫県婦人保護事業の概要」、「各機関からの情報提供」)	実務者会議2回
21年度	実施	・阪神南地域DV防止ネットワーク会議(11月26日開催、「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画及び兵庫県における取り組み状況について」、「情報交換」) ・女性センター実施の「内閣府配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業(スーパーバイズ研修)」を会議メンバーである相談担当者、行政担当者が受講。	開催なし
22年度	実施	・尼崎市DV防止ネットワーク会議 「配偶者等からの暴力対策基本計画」骨子案の検討、意見交換のため、全体会1回、実務者会議3回を開催。 全体会:1月28日開催、15名出席 実務者会議 第1回:10月19日開催、11名出席 第2回:12月17日開催、9名出席 第3回:2月21日開催、10名出席 ・また、県内女性センター会議を通じ、情報収集、意見交換を実施。	4回 (うち実務者会議3回)

<今後の方向性>

年次報告	・市民と行政関係者の関心と自覚を高め、引き続き関係機関と連携して、解決への取り組みを強めていく必要がある。(19年度・20年度) ・DV関係機関や支援団体をメンバーとする「尼崎市DV防止ネットワーク会議」は、年2回以上の開催と数値目標を掲げているが、21年度には開催がなかった。当会議は、DV関係機関や支援団体相互の情報交換と連携強化等のために意義深い会議であり、また、来年度に策定予定の「(仮称)尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画」の検討を行う必要もあることから、22年度以降は数値目標を達成するよう開催されたい。(22年度)
課題	・21年度は他の関連会議が開催されたこともあり、当会議の開催を見合わせたため、数値目標が未達成となった。
今後の方向性	・23年度は、22年度に引き続き「(仮称)尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画」の検討のため、複数回の会議開催を予定している。 ・24年度以降の「(仮称)尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画」の進捗管理上の当会議の位置づけを整理する。

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	2 メディアにおける女性の人権尊重
施策の方向	1 広報、出版物等におけるガイドラインの活用推進
NO (: 新規)	1211
事業名	表現ガイドラインの活用推進
事業内容	男女共同参画の視点から適切な表現を選ぶため、刊行物等の作成において「男女表現ガイドライン」の活用を推進する。また、事業者等に対しても情報提供をする。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	行政事務支援システムの電子ファイリングで「男女表現ガイドライン」を掲載。	
20年度	実施	行政事務支援システムの電子ファイリングで「男女表現ガイドライン」を掲載。	
21年度	実施	行政事務支援システムの電子ファイリングで「男女表現ガイドライン」を掲載。	
22年度	実施	行政事務支援システムの電子ファイリングで「男女表現ガイドライン」を掲載したほか、職員研修の機会を活用して周知した。	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の強化 ・刊行物等の作成時に活用できる電子データの紹介
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を踏まえたイラストを電子データで各課に紹介・提供するなど、各課への協力・支援を行う方法を検討する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	2 メディアにおける女性の人権尊重
施策の方向	1 広報、出版物等におけるガイドラインの活用推進
NO (: 新規)	1212
事業名	広報媒体における「男女表現ガイドライン」の活用
事業内容	市が発信する広報や出版物において、人権に配慮した男女表現のあり方を示した「男女表現ガイドライン」の活用を推進する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	広報担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・各課から男女表現に関する問い合わせがあった場合に、「男女表現ガイドライン」の沿ってアドバイスを行うとともに、パソコン配布職員が閲覧可能な「男女表現ガイドライン」の活用を促した。	
20年度	実施	・各課から男女表現に関する問い合わせがあった場合に、「男女表現ガイドライン」の沿ってアドバイスを行うとともに、パソコン配布職員が閲覧可能な「男女表現ガイドライン」の活用を促した。	
21年度	実施	・各課から男女表現に関する問い合わせがあった場合に、「男女表現ガイドライン」の沿ってアドバイスを行うとともに、パソコン配布職員が閲覧可能な「男女表現ガイドライン」の活用を促した。	
22年度	実施	・各課から男女表現に関する問い合わせがあった場合に、「男女表現ガイドライン」の沿ってアドバイスを行うとともに、パソコン配布職員が閲覧可能な「男女表現ガイドライン」の活用を促した。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	特になし
今後の方向性	従前通り継続していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	
方針	2 メディアにおける女性の人権尊重	
施策の方向	2 メディアリテラシーの普及	
NO (: 新規)	1221	
事業名	メディアリテラシー の普及	
事業内容	性の商品化や性別による固定的な役割分担意識を助長する表現などに対して、主体的に読み解く能力を身に付けることができるよう啓発講座を実施する。	
数値目標	項目	メディアリテラシーに関する啓発講座の開催回数
	目標値	1回以上(毎年度)
	参考	
所管課	女性・消費生活課	

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画スキルアップセミナー第3回「メディアリテラシーとは？～男女共同参画の時代に向けて～」を実施。(10月16日開催、講師：山中速人(関西学院大学社会学部教授)、受講者15人) ・子育て期のチャレンジセミナー第2回「子どもをとりまくメディアを読み解く・・・CMを見ながら考えよう」を実施。(6月24日開催、講師：小川真知子(大学非常勤講師)、受講者25人) ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出 	2回
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資料室において啓発資料(メディア関連50冊所蔵)を収集し、閲覧、貸出 ・また、情報発信する側の能力育成のため、セミナー「情報誌づくり編集セミナー」(9月1日、8日の全2回、受講者27人)、「フェミナル編集サポーター養成セミナー」(9月15日、受講者5人)を実施。 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資料室において啓発資料(メディア関連59冊所蔵)を収集し、閲覧、貸出 ・第3期男女共同参画推進員第2回研修会「男女共同参画とジェンダーイメージ」を公開講座とした。(9月10日開催、講師：山中速人(関西学院大学社会学部教授)、受講者13人(推進員含む)) 	1回

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・20年度、21年度は講座開催がなく、数値目標が未達成であった。
今後の方向性	・啓発資料の作成や、数カ年に一度の講座開催など、啓発方法を検討していく

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	1 多文化共生の視点に立った人権の尊重
NO (: 新規)	1311
事業名	外国籍市民に対する情報提供のための支援
事業内容	日本語のわからない外国籍市民が市役所に来庁した際、外国語のできる職員を応援派遣し、外国籍市民との意思疎通の円滑化を支援する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	秘書担当(国際交流担当)

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・英語対応(16件) ・中国語対応(3件) ・ハンガール語対応(1件) ・ポルトガル語対応(1件)	
20年度	実施	・英語対応(12件) ・中国語対応(22件)	
21年度	実施	・英語対応(5件) ・中国語対応(16件)	
22年度	実施	・英語対応(11件) ・中国語(6件)	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	<p>・平成22年度においては、「外国語のできる職員応援派遣制度」登録者(12人)と国際交流担当職員(3人)で対応可能な言語が5言語(英語、中国語、ドイツ語、フランス語、アラビア語)にとどまっており、当該制度のみの運用では、スペイン語やポルトガル語など需要の高い他の言語に対応できない。</p> <p>・「外国語のできる職員応援派遣制度」は、登録者数が少なく、また、急な来訪に登録職員の都合が合わない場合もしばしば見受けられ、即時性を要する状況にやや難がある。</p>
今後の方向性	上記課題に対処するため、尼崎市国際交流協会と連携し、同協会の「ボランティア通訳・翻訳登録制度」(平成22年度の登録者数は66人、11言語対応)を積極的に活用しながら、通訳・翻訳業務に取り組んでいく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	1 多文化共生の視点に立った人権の尊重
NO (: 新規)	1312
事業名	外国語での広報の推進
事業内容	エフエムあまがさきの市政広報番組において、外国籍市民の暮らしに役立つ情報を6カ国語で放送する。また、市内のみどころなどを紹介したリーフレット「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	広報担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	毎週月曜から土曜に、市の事業やイベントなどを6カ国語（中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語）で紹介する外国語放送「AMAGASAKI TOWN GUIDE」（20分）を放送 また、「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載	
20年度	実施	毎週月曜から土曜に、市の事業やイベントなどを6カ国語（中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語）で紹介する外国語放送「AMAGASAKI TOWN GUIDE」（20分）を放送 また、「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載	
21年度	実施	毎週月曜から土曜に、市の事業やイベントなどを6カ国語（中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語）で紹介する外国語放送「AMAGASAKI TOWN GUIDE」（20分）を放送 また、「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載	
22年度	実施	毎週月曜から土曜に、市の事業やイベントなどを6カ国語（中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語）で紹介する外国語放送「AMAGASAKI TOWN GUIDE」（20分）を放送 また、「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	特になし
今後の方向性	従前通り継続していく。

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	1 多文化共生の視点に立った人権の尊重
NO (: 新規)	1313
事業名	多文化共生のための啓発の実施
事業内容	人権研修会、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで、国籍や民族の異なる人々がお互いの文化的違いを認め合える環境づくりに努める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	人権課

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	人権研修会 ・5月30日(水)「在日外国人にとっての多文化共生」、 講師：甲南女子大学 リリアン・テルミ・ハタノ准教授 ・1月28日(月)「在日コリアンのいま」 講師：尼崎朝鮮初中級学校 張錫基校長 FMスポット放送 10月15日(月)～21日(日) 1日3回スポット放送 在日外国人に対する就職・入居差別について放送する。	
20年度	実施	人権研修会 ・5月26日(月)「日本に暮らして思うこと。」、 講師：元セネガル政府職員 ジョン・ベルナル・マサ ・1月28日(水)「多文化共生と地域の繁栄」、 講師：聖トマス大人間文化共生学部 王智新教授 FMスポット放送 9月15日(月)～21日(日) 1日3回スポット放送 多文化共生について放送する。	
21年度	実施	人権研修会 5月27(水)「イスラムの社会、文化、日本との関係」、 講師：イスラム文化センター代表 ギュレチ・セリム・ユ ジュル、参加者 33人 1月28日(木)「ここが知りたい在日外国人」、 講師：兵庫県在日外国人人権協会代表 孫敏男、参加者22人 FMスポット放送 4月20日(月)～26日(日) 1日3回スポット放送 多文化共生について放送する。 12月21日(月)～27日(日) 1日3回スポット放送 入居差別について放送する。	
22年度	実施	人権研修会 5月25(火)「バングラデシュ人民共和国の社会、文化、日本 との関係」、 講師：子ども多文化共生サポーター ソニア チョウズリー 参加者 36人 3月23日(水)「日本と私」、 講師：語学インストラクター ミゲル ポンセ、 参加者 20人 FMスポット放送 12月20日(月)～26日(日) 1日3回スポット放送 多文化共生について放送する。 1月17日(月)～23日(日) 1日3回スポット放送 土地差別について放送する。	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	現行の「尼崎市国際化基本方針」については、策定から16年以上経過している。
今後の方向性	総合計画の策定にあわせ、その部門別計画である「尼崎市国際化基本方針」が現在の社会情勢に合っているかどうか検証する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	1 多文化共生の視点に立った人権の尊重
NO (: 新規)	1314
事業名	外国語での男女共同参画関連情報の提供
事業内容	女性センターからの情報発信において、必要性の高いものについては、外国語での提供を進める。
数値目標	項目 外国語での男女共同参画関連情報の提供
	目標値 1種類以上 (23年度)
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	未実施	-	
20年度	その他	ホームページにおいて、内閣府作成のパンフレット「配偶者からの暴力の被害者へ」を8ヶ国語外国版サイトへのリンクを設定した。	1種類
21年度	その他	ホームページにおいて、内閣府作成のパンフレット「配偶者からの暴力の被害者へ」の8ヶ国語外国版サイトへのリンクを設定している。	1種類
22年度	その他	ホームページにおいて、内閣府作成のパンフレット「配偶者からの暴力の被害者へ」の8ヶ国語外国版サイトへのリンクを設定している。	1種類

<今後の方向性>

年次報告	外国語による男女共同参画関連情報について、市の窓口やアクセス方法等の基礎的情報の提供を進めていく必要がある。(20年度)
課題	・実際に外国人が来所した際の即応体制づくりが難しい中、外国語での積極的な情報提供を行うことが難しい。
今後の方向性	・上記課題点について、ニーズを勘案しながら対応を検討していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	2 性的マイノリティーに対する理解の浸透
NO (: 新規)	1321
事業名	性的マイノリティーの理解のための啓発
事業内容	性的マイノリティーへの理解を広めるため、講座または情報提供等により啓発を進める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	女性・消費生活課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
20年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
21年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	
22年度	実施	・「2010あまがさき女性フォーラム」においてDVD上映「セクシャル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とところを守る～」を実施。 ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・啓発方法の検討
今後の方向性	・啓発資料の作成や、数カ年に一度の講座開催など、啓発方法を検討していく

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	2 性的マイノリティーに対する理解の浸透
NO (: 新規)	1322
事業名	性的マイノリティーの人権啓発の実施
事業内容	性的マイノリティーの問題を正しく認識できるよう、関連情報を収集するとともに、人権講演会・キャンペーン・啓発映画・FMあまがさきスポット放送などを実施するなかで社会的認知に向けた情報提供および啓発を推進する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	人権課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	未実施	-	
20年度	実施	人権啓発推進員研修会 12月11日(木) 「性別・性の多様性について」、講師：筒井真樹子さん	
21年度	未実施	-	
22年度	未実施		

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	平成20年度に実施しているものの、講師の講義内容に難しい面があり、結果としてまだ住民に十分理解されていない。
今後の方向性	今後、FMスポット放送などにおいてこの問題に対する啓発を実施していくとともに研修会においては、講師の選定について十分検討した上で実施していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	3 国籍や性をこえた人権の尊重
施策の方向	2 性的マイノリティーに対する理解の浸透
NO (: 新規)	1323
事業名	性別表記の見直し
事業内容	性同一性障がい者の人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	情報政策課(文書・公開担当)

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	帳票登録などの機会をとおして、必要性の有無を確認し、削除しても不都合のないものについては削除するよう指導した。	
20年度	実施	帳票登録などの機会をとおして、必要性の有無を確認し、削除しても不都合のないものについては削除するよう指導した。	
21年度	実施	帳票登録などの機会をとおして、必要性の有無を確認し、削除しても不都合のないものについては削除するよう指導した。	
22年度	実施	帳票登録などの機会をとおして、必要性の有無を確認し、削除しても不都合のないものについては削除するよう指導した。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	なし
今後の方向性	引続き不要な表記を削るよう指導していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1	男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	4	ひとり親家庭などの福祉の増進
施策の方向	1	母子・父子家庭の自立と福祉の増進
NO (: 新規)	1411	
事業名	母子家庭の技能習得など訓練機会の提供	
事業内容	母子福祉センター等において、技能習得及び訓練機会に関する情報を提供する。	
数値目標	項目	
	目標値	
	参考	
所管課	こども家庭支援課	

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援員養成講座(10回27人) 就業支援講座(8回31人) パソコン教室(8回183人) 母子研修会(4回242人) 母子相談502件 仲間づくり等交流会(7回37人) 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> 就業支援講座(8回19人) パソコン教室(17回111人) 母子研修会(3回227人) 母子相談377件 仲間づくり等交流会(11回215人) 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> 就業支援講座(7回18人) パソコン教室(23回332人) 母子研修会(3回217人) 母子相談425件 仲間づくり等交流会(9回83人) 	
22年度	その他	母子福祉センターは平成22年4月1日で廃止。しかし、母子世帯の自立を支援するため、本庁の母子自立支援員を1人増員し、母子世帯の母等の就労支援や生活相談などの支援を強化している。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	長引く不況下では、母子世帯の就労支援を進めても、就労まで結びつかないケースが増えてきている。
今後の方向性	母子世帯の自立支援のため、母子自立支援員による生活相談や就労支援を進める。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1	男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	4	ひとり親家庭などの福祉の増進
施策の方向	1	母子・父子家庭の自立と福祉の増進
NO (: 新規)	1412	
事業名	母子家庭自立支援給付金事業	
事業内容	母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、自立支援の施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業)	
数値目標	項目	母子家庭自立支援給付事業の給付予定件数 高等技能訓練促進事業、教育訓練給付金
	目標値	7件 20件(19年度)
	参考	(18年度新規事業)
所管課	こども家庭支援課	

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・自立支援教育訓練給付金事業決定者 16人 ・高等技能訓練促進費事業決定者16人(152ヶ月分)	16件 16件
20年度	実施	・自立支援教育訓練給付金事業決定者 13人 ・高等技能訓練促進費事業決定者13人(128ヶ月分)	13件 13件
21年度	実施	・自立支援教育訓練給付金事業決定者 6人 ・高等技能訓練促進費事業決定者27人(277ヶ月分)	27件 6件
22年度	実施	・自立支援教育訓練給付金事業決定者 3人 ・高等技能訓練促進費事業決定者32人(375ヶ月分)	32件 3件

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	特になし
今後の方向性	これまでから国の基準に基づき実施してきたことから、今後も国基準に基づき実施する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	4 ひとり親家庭などの福祉の増進
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立と福祉の増進
NO (:新規)	1413
事業名	市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)
事業内容	指定した募集住宅について、募集戸数の3割の戸数を優先して抽選を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	住宅管理担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	優先入居 33戸 一般入居 18戸 計51戸	
20年度	実施	第1回募集 優先入居 13戸 一般入居 34戸 第2回募集 優先入居 12戸 一般入居 24戸 計83戸	
21年度	実施	第1回募集 優先入居 11戸 一般入居 25戸 第2回募集 優先入居 5戸 一般入居 33戸 計74戸	
22年度	実施	第1回募集 優先入居 11戸 第2回募集 優先入居 7戸 (計18戸)	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	無し
今後の方向性	引続き実施する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	4 ひとり親家庭などの福祉の増進
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立と福祉の増進
NO (: 新規)	1414
事業名	保育サービスの提供
事業内容	保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を行う。また、ひとり親家庭を含むすべての保護者から育児等の相談も受ける。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	保育課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	平成20年3月 入所児童数 6,617人(公・私) 【こども課】 入所児童数：延べ76,796人(公・私) (公立) 育児相談：各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問等の機会に適宜実施。 【保育課】	
20年度	実施	平成21年3月 入所児童数 6,560人(公・私) 入所児童数：延べ76,566人(公・私) (公立) 育児相談：各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問等の機会に適宜実施。 21年3月の待機児童数 28人(南部地区2人、北部地区26人)	
21年度	実施	平成22年3月 入所児童数 6,612人(公・私) 入所児童数：延べ77,257人(公・私) (公立) 育児相談：各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問等の機会に適宜実施。 22年3月の待機児童数 48人(南部地区4人 北部地区44人)	
22年度	実施	平成23年3月 入所児童数6,702人(公・私) 入所児童数：延べ78,421人(公・私) (公立) 育児相談：各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問等の機会に適宜実施。 23年3月の待機児童数 102人(南部地区19人 北部地区83人)	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	国において、「保育に欠ける児童の保育」から「保育が必要な児童を保育する」制度設計が検討されている中での対応
今後の方向性	国の制度設計に即しつつ、本市の状況に応じた「保育が必要な児童」の受け入れ整備を図る

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	4 ひとり親家庭などの福祉の増進
施策の方向	2 母子家庭の自立促進のための拠点づくり
NO (: 新規)	1421
事業名	母子生活支援施設の充実
事業内容	母子寮などで、緊急保護を要する母子家庭に対する相談など支援体制の充実に努める。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	こども家庭支援課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・「猪名野やすらぎ荘」平成20年3月 入所世帯数 10世帯 入所者数 23人 他都市からの受け入れ 1世帯 入所者数3人	
20年度	実施	・平成20年8月まで他都市から1世帯3人の受入を行う。	
21年度	実施	・他都市からの受入は行っているが、21年度実績はなかった。	
22年度	実施	・平成23年3月1日現在、 入所世帯数 17世帯 入所者数 43人 うち、他都市からの受入 3世帯 8人	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	施設には定員が定められていることから、入所世帯が増えるとそれだけ弾力的な対応が難しくなる。
今後の方向性	引き続き実施する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	1 障がい者・高齢者が生活しやすい環境整備
NO (:新規)	1511
事業名	住宅改造支援
事業内容	障がい者、高齢者が住み慣れた家で安心して生活でき、家族の介護負担が軽減されるように、理学療法士・ケースワーカー・建築士等による住宅改造の指導ならびに助成、生活機器の利用指導を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	高齢介護課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・すこやかプラザを拠点として、住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成19年度の住宅改造支援事業の助成件数は51件	
20年度	実施	・すこやかプラザを拠点として、住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成20年度の住宅改造支援事業の助成件数は66件	
21年度	実施	・住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成21年度の住宅改造支援事業の助成件数は77件	
22年度	実施	・住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成22年度の住宅改造支援事業の助成件数は76件	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	高齢者及び障害者の対象者に対し、安心して暮らせる住宅の改造の助成を引き続き支援していく。
今後の方向性	高齢者及び障害者が住み慣れた家で生涯に渡り安心して生活でき、また、家族の介護負担を少しでも軽減するために、身体状況に応じた住宅改造の指導ならびに助成を行う。

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	1 障がい者・高齢者が生活しやすい環境整備
NO (: 新規)	1512
事業名	特定施設（公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設）の環境整備
事業内容	不特定多数の市民が利用する建築物、道路、公園、公共交通機関等を高齢者等が容易に利用することができるようにするため、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき整備を推進する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	健福局総務課（施設担当）

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	その他	福祉のまちづくり条例（県条例）及び福祉まちづくり環境整備要綱（市）に基づく届出の受理・審査等 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設建築等届の受理（86件） ・公益的施設等建築等通知書の受理（11件） ・小規模購買施設等建築等届の受理（12件） ・特定施設工事完了届の受理（57件） 	
20年度	実施	福祉のまちづくり条例等に基づく届出の受理・審査等 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設建築等届の受理（64件） ・公益的施設等建築等通知書の受理（9件） ・小規模購買施設等建築等届の受理（23件） ・路外駐車場等建築等届の受理（3件） ・特定施設工事完了届の受理（58件） 尼崎市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神大物駅のエレベーター設置（4基）に対して補助 	
21年度	実施	福祉のまちづくり条例等に基づく届出の受理・審査等 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設建築等届の受理（72件） ・公益的施設等建築等通知書の受理（11件） ・小規模購買施設等建築等届の受理（7件） ・路外駐車場等建築等届の受理（1件） ・特定施設工事完了届の受理（71件） 尼崎市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・JR猪名寺駅のエレベーター設置（4基）事業 ・阪急塚口駅のエレベーター設置（2基）事業 ・阪急武庫之荘駅のエレベーター設置（2基）事業 （いずれも事業の内21年度実施分に対して補助）	
22年度	実施	福祉のまちづくり条例等に基づく届出の受理・審査等 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設建築等届の受理（67件） ・公益的施設等建築等通知書の受理（9件） ・小規模購買施設等建築等届の受理（13件） ・路外駐車場等建築等届の受理（2件） ・特定施設工事完了届の受理（60件） 尼崎市鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・JR猪名寺駅のエレベーター設置（4基）事業 ・阪急塚口駅のエレベーター設置（2基）事業 ・阪急武庫之荘駅のエレベーター設置（2基）事業 （21年度事業に引き続き、22年度実施分に対して補助）	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	
今後の方向性	兵庫県では、福祉のまちづくり条例を改正（公布：H22.12.16、施行：H23.7.1）し、新築等される「特定施設」に対する整備基準の義務付けをより明確化するため、バリアフリー法第14条第3項に基づき、建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを導入した。 この改正により、平成23年7月1日以降は、特定施設の殆どにおいて、建築確認で審査・検査されることになる。

[計画実施状況調査]

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (:新規)	1521
事業名	障害者自立支援法等に基づく障害福祉サービスの充実
事業内容	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	障害福祉課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプ(14,649人 387,610時間) ショートステイ(715人 11,621日) 緊急一時保護(357人 宿泊1,393日 日中311回) デイサービス(自立支援対象分) 延べ利用人数 469人 延べ利用回数2,194回) 訪問入浴 延べ利用人数 607人 生活ホーム実人数59人 16箇所(内市外2) 訓練ホーム実人数197人 7箇所 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプ(15,799人 416,018時間) ショートステイ(966人 8,670日) 一時保護(81人 宿泊372日 日中13回) 児童デイサービス(自立支援対象分) 延べ利用人数 497人 延べ利用回数1,753回) 訪問入浴 延べ利用人数 413人 生活ホーム実人数 65人 15箇所(内、市外3) 訓練ホーム実人数205人 8箇所(内、市外1) 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプ(18,738人 454,934時間) ショートステイ(1,141人 9,244日) 一時保護(19人 宿泊129日 日中0回) 児童デイサービス(自立支援対象分) 延べ利用人数 497人 延べ利用回数1,597回) 訪問入浴 延べ利用人数 576人 生活ホーム事業廃止 訓練ホーム事業変更 チャレンジホーム 実人数158人 5箇所(内、市外1) 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプ(延べ人数20,940人 延べ時間515,317時間) ショートステイ(延べ人数1,928人 延べ日数11,545日) 一時保護(延べ人数21人 延べ日数 宿泊133日 日中0回) 児童デイサービス(【自立支援対象分】延べ人数674人 延べ回数2,707回) 訪問入浴 延べ人数 599人 地域生活訓練事業(チャレンジホーム) 実人数163人 5箇所(市内4箇所、市外1箇所) 	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	障害者自立支援法の施行により、サービス利用の向上が図られた一方で、専門的な職員や介護従事者の確保や障害の種類やサービス内容の違いに各々対応する事業所の確保が課題となる。また、入所施設や入院からの地域移行を推進するためには、夜間・休日における支援員の確保や緊急時におけるバックアップ体制が課題となっている。
今後の方向性	障害者自立支援法の一部が改正され、最終的には廃止される方向性のもと、新たな法の枠組みとして「障がい者総合福祉法」(仮称)が平成25年8月に制定される予定であるため、新法制定に向けた国の検討状況を注視しておく必要がある。

【計画実施状況調査】

< 掲載事業 >

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (: 新規)	1522
事業名	障がい者に対する就労支援
事業内容	障がい者の雇用促進に関し、市民や企業の理解を深めるため、公共職業安定所等と連携して啓発活動を推進する。・障がい者の地域生活を支援するために設置されている福祉的就労の場が、安定した運営ができるよう資金面での援助を行うとともに、自主製品の販路や場の確保などの支援を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	障害福祉課

< 実施状況 >

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・H19.9.27 阪神地域障害者就職面接会（職安主催）についての広報と職員派遣 ・H19.9.10～9.21 障害者雇用促進パネル展示と作品展開催 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・H20.9.26 阪神地域障害者就職面接会（職安主催）についての広報と職員（手話通訳者）派遣 ・H20.9.22～9.30 障害者雇用促進パネル展示と作品展開催：本庁舎内知的障害者就労支援事業補助金（平成19年度～） ・知的障害者の就労支援を行う就労支援センターみのに対して、支援に要する経費を補助する。 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.9.8～9.17 障害者雇用促進パネル展示と作品展開催：本庁舎内知的障害者就労支援事業補助金（平成19年度～） ・知的障害者の就労支援を行う就労支援センターみのに対して、支援に要する経費を補助する。 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.9.6～H22.9.17 障害者雇用促進パネル展示と作品展開催：本庁舎内知的障害者就労支援事業補助金（平成19年度～） ・知的障害者の就労支援を行う就労支援センターみのに対して、支援に要する経費を補助する。 	

< 今後の方向性 >

年次報告	指摘なし
課題	知的障害者就労支援事業は、就労相談・就労準備訓練及び職場実習支援・就労支援・就労定着支援・就労生活支援・職域開発・関係機関との連絡及び調整・その他この事業の目的を達成するために必要な事業といった内容で就労支援を行う就労支援センターみのに対し、経費の一部を補助することにより、知的に障害のある人を中心として、その就労の支援と定着を図っているが、今後、障害のある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の適正や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が課題となる。
今後の方向性	障害のある人が円滑に就労できるように福祉施策と雇用施策との連携が必要であり、障害のある人の就労を総合的に支援する機能の整備を推進するとともに、公共職業安定所など関係機関との連携を行う必要がある。また、障害者自立支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援事業など多様な就労支援を推進する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (:新規)	1522-2
事業名	障がい者に対する就労支援
事業内容	就労を希望する知的障害及び精神障害者を一定期間、臨時的任用職員として雇用し、本市役所での業務体験を通じて、当該障害者に対して就労に係るスキルアップとその促進を図ることを目的として、障害者就労チャレンジ事業を実施する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	障害福祉課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度			
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始年月 平成20年10月から開始 ・対象者 本市に在住し、就労を希望する知的障害及び精神障害者で、事業所等で継続して訓練等を受けている者 ・期間 原則1ヶ月間 ・勤務時間 1日4時間、週5回勤務 ・実績 事業開始から1ヶ月を単位として各月1人 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始年月 平成20年10月から開始 ・対象者 本市に在住し、就労を希望する知的障害及び精神障害者で、事業所等で継続して訓練等を受けている者 ・期間 原則1ヶ月間 ・勤務時間 1日4時間、週5回勤務 ・実績 事業開始から1ヶ月を単位として各月1人 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始年月 平成20年10月から開始 ・対象者 本市に在住し、就労を希望する知的障害及び精神障害者で、事業所等で継続して訓練等を受けている者 ・期間 原則1ヶ月間 ・勤務時間 1日4時間、週5回勤務 ・実績 事業開始から1ヶ月を単位として各月1人 22年度末時点、対象者26名がチャレンジ事業を修了し、その内6名が就職している。 	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	就労を希望する知的障害者及び精神障害者を一定期間、臨時的任用職員として雇用し、本市役所内での業務体験を通じて、当該障害者の就労に対するスキルアップを図り、就労促進のために実施した当該事業を修了した各障害者26名のうち6名が就労につながっており一定の評価を得ているが、今後、より一層の就労促進を図るために、当該事業内容の見直しを考える必要がある。
今後の方向性	一層の就労促進を図るために、事業内容の見直しも視野に入れつつ、関係機関や企業等と連携する中で、チャレンジ修了者の就労に向けた働きかけや雇用の場の確保についての協議を行うことが必要になると思われる。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (: 新規)	1523
事業名	高齢者の雇用
事業内容	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、(社)尼崎市シルバー人材センターを支援・育成する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	しごと支援課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本体事業補助金 ・安全・適正就業推進特別経費補助金 ・ホワイトカラー就業機会開発費補助金 ・再チャレンジ支援総合プラン事業策定経費補助金 ・高齢者活用工子育て支援事業補助金 ・高齢者活用生活援助サービス事業補助金 以上の補助金を支給し、支援・育成を図った。	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本体事業補助金 ・安全・適正就業推進特別経費補助金 ・ホワイトカラー就業機会開発費補助金 ・再チャレンジ支援総合プラン事業策定経費補助金 ・シニア労働力活用事業(ワークショップ事業)補助金 ・高齢者活用工子育て支援事業補助金 ・高齢者活用生活援助サービス事業補助金 以上の補助金を支給し、支援・育成を図った。	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本体事業補助金 ・安全・適正就業推進特別経費補助金 ・ホワイトカラー就業機会開発費補助金 ・就業機会創出員費補助金 ・高齢者活用生活援助サービス事業補助金 ・企画提案方式による事業(単独型)補助金 以上の補助金を支給し、支援・育成を図った。	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本体事業補助金 ・安全・適正就業推進特別経費補助金 ・ホワイトカラー就業機会開発費補助金 ・企画提案方式による事業(単独型)補助金 以上の補助金を支給し、支援・育成を図った。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会において、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図る必要がある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、(社)尼崎市シルバー人材センターを支援・育成していく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (:新規)	1524
事業名	老人福祉センター事業
事業内容	高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流などの事業を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	高齢介護課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流をはじめとした事業を、以下の5カ所の老人福祉センターを拠点として実施している。 総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園、老人福祉センター千代木園、老人福祉センター福喜園、老人福祉センター和楽園	
20年度	実施	・高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流をはじめとした事業を、以下の5カ所の老人福祉センターを拠点として実施している。 総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園、老人福祉センター千代木園、老人福祉センター福喜園、老人福祉センター和楽園	
21年度	実施	・高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流をはじめとした事業を、以下の5カ所の老人福祉センターを拠点として実施している。 総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園、老人福祉センター千代木園、老人福祉センター福喜園、老人福祉センター和楽園	
22年度	実施	・高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流をはじめとした事業を、以下の5カ所の老人福祉センターを拠点として実施している。 総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園、老人福祉センター千代木園、老人福祉センター福喜園、老人福祉センター和楽園	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	各地域の施設での相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを開催することで、地域の中での生きがいづくりや仲間意識も確立がとれてきており、今後も継続していく。
今後の方向性	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどの活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流を促進する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	2 障がい者・高齢者の生活自立支援
NO (:新規)	1525
事業名	成年後見制度利用支援事業
事業内容	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分で親族の申立者がいない場合に、成年後見制度を利用するための市長申立を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	生活支援相談担当

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	市長申立4件（内訳：高齢者4件）	
20年度	実施	市長申立11件（内訳：高齢者8件 障害者3件）	
21年度	実施	市長申立12件（内訳：高齢者9件 障害者3件）	
22年度	実施	市長申立18件（内訳：高齢者17件 障害者1件）	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	制度の周知が進むにつれニーズ、相談ともに増えており、予算の確保が困難になってきている。また、ニーズの増加に比して後見の引き受け手が足りなくなっている。
今後の方向性	市民のボランティア後見人など人材開発の手法を検討する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	3 高齢者等の在宅生活継続の支援
NO (: 新規)	1531[1511]
事業名	住宅改造支援(再掲)
事業内容	障がい者、高齢者が住み慣れた家で安心して生活でき、家族の介護負担が軽減されるように、理学療法士・ケースワーカー・建築士等による住宅改造の指導ならびに助成、生活機器の利用指導を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	高齢介護課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・すこやかプラザを拠点として、住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成19年度の住宅改造支援事業の助成件数は51件	
20年度	実施	・すこやかプラザを拠点として、住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成20年度の住宅改造支援事業の助成件数は66件	
21年度	実施	・住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成21年度の住宅改造支援事業の助成件数は77件	
22年度	実施	・住まいの改良相談チームによる住宅の改造に関する指導や助言を行うとともに、住宅改造経費の一部を支援している。 ・平成22年度の住宅改造支援事業の助成件数は76件	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	高齢者及び障害者の対象者に対し、安心して暮らせる住宅の改造の助成を引き続き支援していく。
今後の方向性	高齢者及び障害者が住み慣れた家で生涯に渡り安心して生活でき、また、家族の介護負担を少しでも軽減するために、身体状況に応じた住宅改造の指導ならびに助成を行う。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実	
施策の方向	3 高齢者等の在宅生活継続の支援	
NO (:新規)	1532	
事業名	高齢者等が安心して暮らせるすまいの整備	
事業内容	高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう、市営住宅の住戸改善（バリアフリー化）や、市ホームページで住まいに関する情報を掲載するなど、安全、快適で利便性に優れた高齢社会に対応する住まいの整備を推進していく。	
数値目標	項目	市営住宅の住戸改善（バリアフリー化）
	目標値	10戸（毎年度）
	参考	10戸（18年度）
所管課	住宅政策課	

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	市営住宅バリアフリー化（10戸）	10戸
20年度	実施	市営住宅バリアフリー化（10戸）	10戸
21年度	実施	市営住宅バリアフリー化（7戸）	7戸
22年度	実施	市営住宅バリアフリー化（2戸）	2戸

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	対象住戸の空家の発生が少ないため、平成22年度は実施戸数が2戸に留まっている。また、事業効果としては、入居者からの本事業実施についての要望は特になく、介護保険制度と連動した「住宅改造支援事業」の活用により、入居者各自の身体事情に合わせた多様な改修が、年間100件以上実施されている。
今後の方向性	本事業を廃止し、市営住宅のバリアフリー化については、エレベーター設置事業に転換・一本化を図ることとする。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	3 高齢者等の在宅生活継続の支援
NO (: 新規)	1533
事業名	老人看護(介護)相談事業、リハビリ訓練指導・学級、難病相談事業
事業内容	高齢者、脳卒中後遺症患者、難病患者、在宅寝たきり者が住み慣れた地域で在宅で暮らすことを実現するため、患者本人や家族の精神的、身体的負担の軽減を図る支援を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	健康増進課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ訓練指導・学級として、市内6支所地域保健担当で、脳卒中後遺症患者等を対象に月4回開催(264回 延べ2,257人) ・訪問リハビリテーションをハーティ21に委託して実施(3人 延べ71回) ・のびやか健康教室(206回 延べ2,081人) ・難病相談会の実施(4回 331人) 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ訓練指導・学級として、市内6支所地域保健担当で、脳卒中後遺症患者等を対象に月4回開催(268回 延べ1,758人) ・難病相談会等の実施(5回 325人) 老人介護(介護)相談事業、訪問リハビリテーション事業、訪問看護ステーション支援事業については、19年度で終了	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ訓練指導・学級として、市内6支所地域保健担当で、脳卒中後遺症患者等を対象に月4回開催(263回 延べ1,829人) ・難病相談会等の実施(5回 337人) 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ訓練指導・学級として、市内6支所地域保健担当で、脳卒中後遺症患者等を対象に月4回開催(271回 延べ1,786人) ・難病相談会等の実施(6回 346人) 	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	平成23年度からリハビリ訓練指導・学級を委託化するため、事業が円滑に実施できるよう委託先等関係機関との連携を図る必要がある。
今後の方向性	委託後のリハビリ訓練指導・学級が円滑に運営できるよう関係機関との調整を行うとともに、広報に努め、対象者を把握する。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	5 障がい者・高齢者福祉の充実
施策の方向	3 高齢者等の在宅生活継続の支援
NO (: 新規)	1534
事業名	高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業
事業内容	地域の高齢者等の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整、虐待の早期発見など制度横断的な支援を行う。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	高齢介護課

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12カ所設置している。 ・地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを実施している。	
20年度	実施	・地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12カ所設置している。 ・地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを実施している。	
21年度	実施	・地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12カ所設置している。 ・地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを実施している。	
22年度	実施	・地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12カ所設置している。 ・地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを実施している。	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	それぞれの包括において、ケアプラン作成等他の業務量の増加により、専門性を生かした処理を行う際、対応処理能力に差が生じている。
今後の方向性	3職種それぞれの専門性を生かしたより迅速かつ的確な対応の強化・平準化に向け対応していく。

[計画実施状況調査]

<掲載事業>

基本目標	1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	6 国際的連帯の推進
施策の方向	1 国際交流の促進
NO (:新規)	1611
事業名	国際交流事業への男女の共同参画
事業内容	姉妹・友好都市との交流事業を継続するとともに、尼崎市国際交流協会と連携して、男女共同参画の視点に立った各種事業を推進する。
数値目標	項目
	目標値
	参考
所管課	秘書担当(国際交流担当)

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アウクスブルク市青年使節団受入事業(13人)(男:6人、女:7人) ・独日協会訪問団受入事業(31人)(男:17人、女:14人) ・アウクスブルク市経済関係者受入事業(3人)(男:2人、女:1人) ・尼崎市国際交流協会への補助、支援 尼崎市国際交流協会主催事業例 語学講座・料理講座・国際交流サロン・ワンデーツアー・日本語講座・日本語スピーチコンテスト・多文化ふれあいデー等 (日本語スピーチコンテスト発表時に日本の女性に関する内容有り) 	
20年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アウクスブルク市訪問尼崎市青年使節団派遣事業 派遣期間:平成20年10月7日~10月17日(10泊11日) 参加人数:9人(男:2人、女:7人) 団員応募者:13人(女:12人、男:1人)、 合格者:8人(女:7人、男:1人)男性団員は都合により不参加 その他、団長、副団長(市職員・男性)を派遣 ・アウクスブルク市経済代表団受入事業 受入期間:平成20年11月3日~11月4日(1泊2日) 参加人数:6人(男:3人、女:3人) ・鞍山市訪問尼崎市代表団派遣事業 派遣期間:平成20年10月22日~10月25日(3泊4日) 参加人数:4人(男:1人、女:3人) ・尼崎市国際交流協会への補助、支援 尼崎市国際交流協会主催事業例 語学講座・料理講座・国際交流サロン・ワンデーツアー・日本語講座・日本語スピーチコンテスト・国際交流イベント「ドイツふれあいデー」等 	
21年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アウクスブルク市代表団受入事業 受入期間:平成21年10月1日~10月5日(4泊5日) 参加人数:13人(男:11人、女:2人、うち団長(男性):1名、通訳(女性):1名) ・アウクスブルク市民団受入事業 受入日:平成21年4月21日(1日) 参加人数:21人(男:9人、女:12人) ・アウクスブルク市青年使節団受入事業 派遣期間:平成21年11月18日~11月24日(6泊7日) 参加人数:13人(男:6人、女:7人、うち団長(男性):1名、副団長(女性):1名、通訳(女性):1名) ・アウクスブルク市経済代表団受入事業 受入日:平成21年10月19日(1日) 参加人数:3人(男:2人、通訳(女性):1人) ・尼崎市国際交流協会への補助、支援 尼崎市国際交流協会主催事業例 語学講座・日本語講座・料理講座等 	
22年度	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アウクスブルク市訪問尼崎市青年使節団派遣事業 派遣期間:平成22年10月5日~10月15日(10泊11日) 派遣人数:8人(女:7人、男:1人) 団長(市職員:女性)含む。 応募者:18人(女:15人、男:3人)、 合格者:8人(女:7人、男:1人) 女性団員1名が事情により辞退 ・鞍山市青年交流団受入事業(非公式訪問団) 受入日:平成22年8月26日(1日) 訪問者数:5人(女:1人、男:4人) 団長は女性 ・尼崎市国際交流協会への補助、支援 尼崎市国際交流協会主催事業例 語学講座・日本語講座・料理講座等 	

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	国際交流事業の周知と事業の担い手確保が課題である。
今後の方向性	国際化の進展とともに、異なる文化や習慣を持つ人々に接し、交流を深める中で、互いを理解する心を育てていくことが求められている。本市においては、国際交流の取り組みを行政主導で行うのではなく、市民が主体的に担ってもらえるよう支援していくことを基本姿勢に据えており、国際交流に関心のある女性や若者、定年退職した団塊の世代、関係団体等と十分に連携しながら、これら取り組みを進めていく。

【計画実施状況調査】

<掲載事業>

基本目標	1	男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶
方針	6	国際的連帯の推進
施策の方向	2	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供
NO (: 新規)	1621	
事業名	諸外国の情報収集、提供	
事業内容	男女共同参画についての国際理解を深め、市民活動に生かす支援として、諸外国の男女共同参画に関する情報を収集・提供する。	
数値目標	項目	女性センターにおける諸外国に関する資料数
	目標値	増やす(毎年度)
	参考	10冊(18年度)
所管課	女性・消費生活課	

<実施状況>

	実施の有無	実施内容	数値目標
19年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	30冊
20年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	35冊
21年度	実施	・男女共同参画セミナー「グローバル時代の女性たち」を実施。(受講者22人) 第1回「手作り製品で世界をつなぐ～女性の仕事作り支援としてのフェアトレードにかかわって～」(9月26日開催、講師：もりきかずみ) 第2回「戦時下の女性たち～イラクの取材をとおして～」(10月3日開催、講師：玉本英子) 第3回「尼崎市・アウクスブルク市姉妹都市 提携50周年によせて ドイツの女性たちのいま」(10月17日開催、講師：白井文、福永桂子) 第4回「グローバル化と世界の女性」(10月24日開催、講師：三輪敦子) ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	36冊
22年度	実施	・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出	40冊

<今後の方向性>

年次報告	指摘なし
課題	・啓発方法の検討
今後の方向性	・啓発資料の作成や、数カ年に一度の講座開催など、啓発方法を検討していく